



上田市

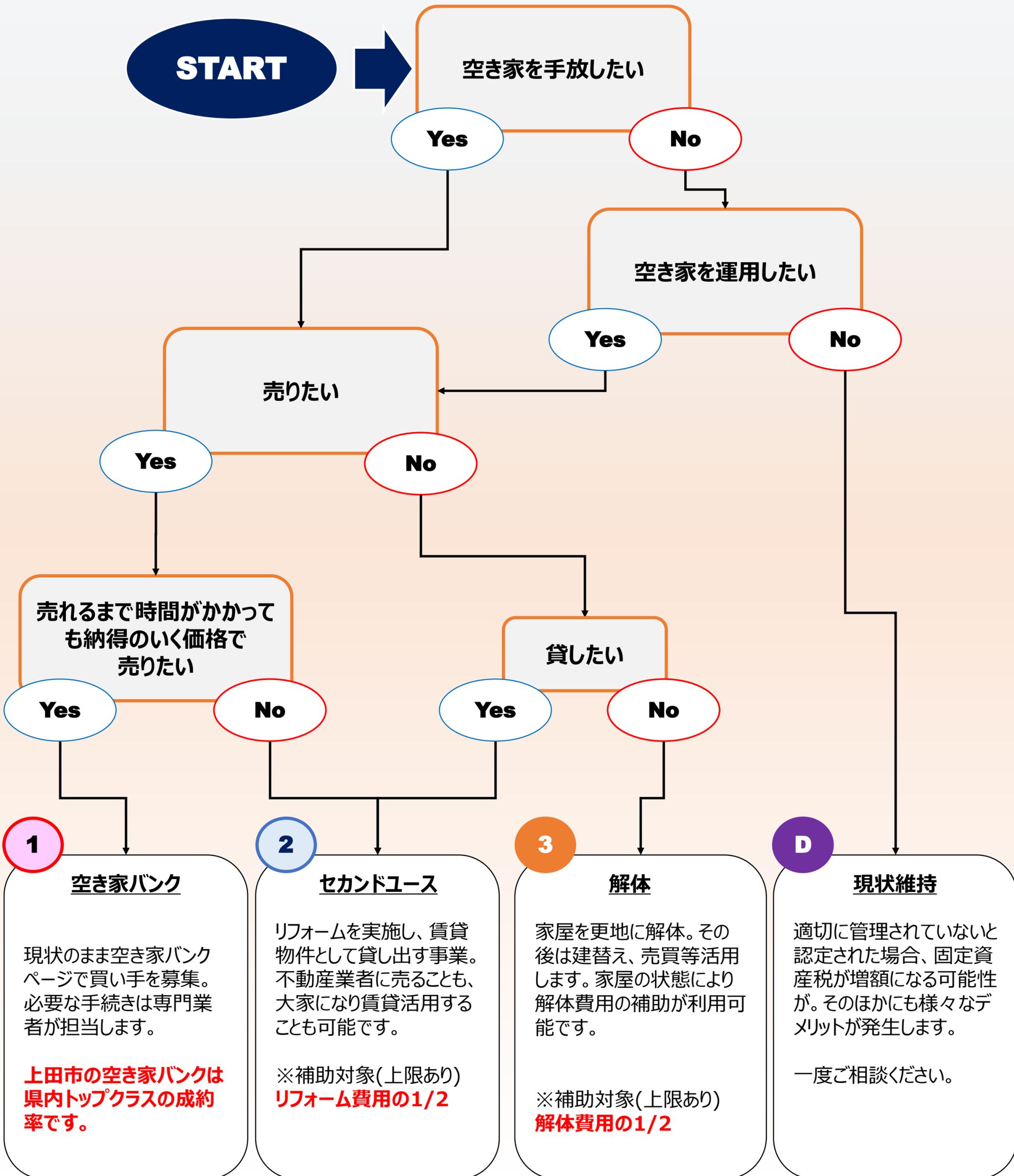
空き家対策補助事業



令和6年度



空き家解消 YES/NOチャート



空き家を

所有している・購入した方へ

空き家利活用制度

上田市では、空き家の利活用や解体を促進するとともに、空き家の有効活用により、地域活性化につなげるため、空き家対策の各種補助制度をご用意しています。 **注意！着工前の事前相談が必要です！！**

①空き家バンク利用者引越・改修費用補助金

空き家バンクに登録された物件を購入し、これから引越・改修を行い、その物件に10年間居住する場合に引越・改修工事の費用を補助します。

対象経費の1/2

上限 **20** 万円

※移住者の場合50万円

②空き家セカンドユース事業補助金

空き家所有者(相続または売買による名義人)が改修工事を行い、その物件を5年間賃貸物件として運用する場合に改修工事の費用を補助します。

対象経費の1/2

上限 **50** 万円

③老朽危険空家解体事業補助金

空き家が老朽危険空家と認定された場合、その物件の解体に関する費用を補助します。

対象経費の1/2

上限 **50** 万円

④空家解体跡地利活用事業補助金

③の老朽危険空家解体事業補助金を利用し、解体した土地に自己の居住する住宅又は店舗(事業所)を建設する場合の建築工事費を補助します。

対象経費の2/10

上限 **50** 万円

①空き家バンク利用者引越・改修費用	空き家バンク利用者	が	空き家バンクで購入して	リフォームした物件に	に	10年間居住
②空き家セカンドユース事業	空き家所有者	が	空き家をリフォームして	移住者 市内在住者	に	5年間賃貸運用
③老朽危険空家解体事業	空き家所有者	が	事前申請をして	対象と認定された物件	を	解体
④空家解体跡地利活用事業	解体事業補助金利用者	が	解体後の跡地に	住宅または店舗	を	1年以内に着工

信州うえだ空き家バンク

上田市で運営する不動産情報Webサイトです。空き家を売りたい/貸したい所有者と空き家を買いたい/借りたい利用者をマッチングし、利活用につなげます。実際のお取引には利用者登録が必要ですが、物件の閲覧はどなたでも可能です。

信州うえだ
空き家バンクは
こちら



空き家所有者

物件登録

信州うえだ空き家バンク

事業連携

公益社団法人
長野県宅地建物取引業協会

交渉・契約

物件参照

空き家利用希望者

①空き家バンク利用者引越・改修費用補助金

空き家バンクに登録された物件を購入し、これから引越・改修を行い、その物件に10年間居住する場合に、引越・改修工事の費用を補助します。

補助金額は対象経費の**2分の1**。

上限は市内転居の場合、**20万円**。県外からの移住の場合、**50万円**となります。

※移住者＝申請日時点から起算して**過去2年間長野県に居住していないこと**

注意！着工前の事前相談が必要です！！

対象者	個人であること(法人でないこと)	<input checked="" type="checkbox"/>
	空き家バンクで購入した物件に転入又は転居したものであること	<input checked="" type="checkbox"/>
	上田市又は前住所地の市町村税に滞納がないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
	引越・改修費用において、ほかの公的制度による補助金等の交付を受けていないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
	過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
	空き家の所有者の三親等以内の親族でないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
物件	当該物件に住所を異動した日から10年間居住することが誓約できること	<input checked="" type="checkbox"/>
	空き家バンクに掲載された物件であり、空き家バンクを通じて購入した物件であること	<input checked="" type="checkbox"/>
	戸建て物件であること	<input checked="" type="checkbox"/>
その他	過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
	市内転居の場合、上限20万円、移住者の場合、上限50万円となる	<input checked="" type="checkbox"/>
	上田市に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する事業者が行うものに限る	<input checked="" type="checkbox"/>
	申請年度の2月末日までに実績報告ができること	<input checked="" type="checkbox"/>



詳細情報はこちら(上田市HP)→

◎ 補助対象となる経費

- ・当該物件への引越に係る運送業者への費用
- ・引越しに要したレンタカー、引越しに係る区間の有料道路利用料及び燃料費
- ・改修に係る費用。既設部分の取外し、運搬、処分

✕ 補助対象外の経費

- ・上田市外の業者、申請者自ら施工する場合の工事費用
- ・建築基準法(昭和22年法律第201号)その他の法令に違反するもの

②空き家セカンドユース事業補助金

空き家所有者(相続または売買による名義人)が改修工事を行い、その物件を**5年間賃貸物件として運用する**場合に改修工事の費用を補助します。

補助金額は対象経費の**2分の1**。上限は**50万円**となります。

※入居者との賃貸借契約締結が交付の条件となります。

注意！着工前の事前相談が必要です！！

対象者	登記簿上の所有者であること	<input checked="" type="checkbox"/>
	登記上の共有者がいる場合にあっては、リフォーム工事及び賃貸する同意を得られていること	<input checked="" type="checkbox"/>
	賃貸借契約の相手が三親等以内の親族でないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
	交付確定日から起算して原則5年間の賃貸運用を誓約できること	<input checked="" type="checkbox"/>
	市町村税に滞納がないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
物件	上田市内に所在すること	<input checked="" type="checkbox"/>
	個人が居住を目的として建築し、現に居住していないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
	過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
	戸建て物件であること	<input checked="" type="checkbox"/>
その他	申請年度の2月末日までに実績報告ができること	<input checked="" type="checkbox"/>
	上田市空き家セカンドユース事業補助金交付要綱第9条の補助金の返還に同意できること	<input checked="" type="checkbox"/>

詳細情報はこちら(上田市HP)→



◎ 補助対象となる経費

- ・対象空き家のリフォームに要する費用

× 補助対象外の経費

- ・DIY等自主施工による工賃

③老朽危険空家解体事業補助金

④空家解体跡地利活用事業補助金

市の担当者が事前の調査を行い、該当空き家が老朽危険空家と認定された場合、その物件の解体費用費用を補助します。

補助金額は対象経費の**2分の1**。上限は**50万円**となります。

④空家解体跡地利活用事業については③老朽危険空家解体事業により解体した跡地が対象となります。

補助金額は対象経費の**10分の2**。上限は**50万円**となります。

注意！着工前の申請が必要です！！

対象者	個人であること(法人でないこと)	<input checked="" type="checkbox"/>
	空き家の所有権を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>
	市町村税に滞納がないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
	登記上の共有者がいる場合にあつては、全ての共有者から解体について同意を得られていること	<input checked="" type="checkbox"/>
	複数の相続にがいる場合にあつては、全ての相続人から解体について同意を得られていること	<input checked="" type="checkbox"/>
	前年収入が以下の金額以下であること 給与所得のみ：収入金額 1,442万円、その他：所得金額 1,200万円	<input checked="" type="checkbox"/>
物件	市内に所在する1年以上使用されていないことが常態である戸建住宅であること	<input checked="" type="checkbox"/>
	市による事前調査にて「老朽危険空家」と認められたもの	<input checked="" type="checkbox"/>
その他	建築業許可を受けた業者に発注すること	<input checked="" type="checkbox"/>
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する解体業者に発注すること	<input checked="" type="checkbox"/>
	(④のみ)③による解体完了後1年以内に建設工事に着手すること	<input checked="" type="checkbox"/>
	申請年度の3月末日までに実績報告ができること	<input checked="" type="checkbox"/>

詳細情報はこちら(上田市HP)→



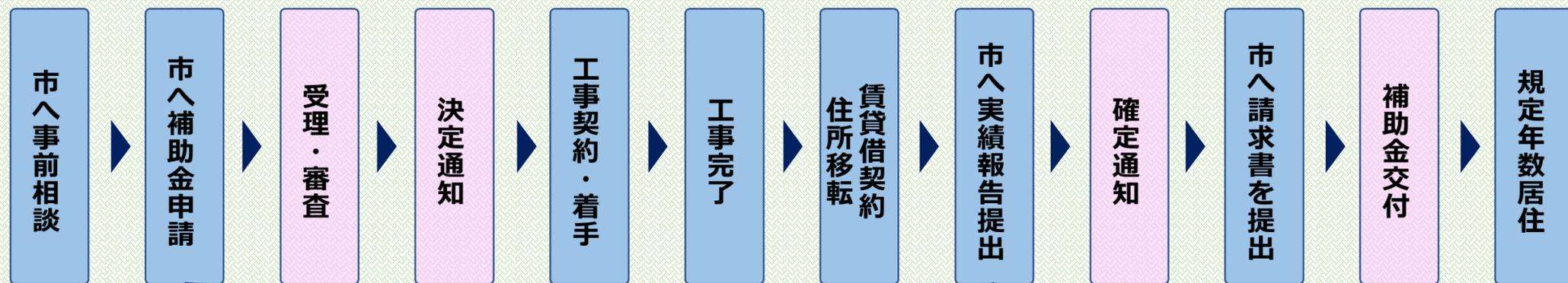
◎ 補助対象となる経費

- 敷地内の全ての建築物又は工作物(地盤面下にあるものを除く。)の解体、撤去及び処分費用
- (④のみ) 自己の居住する住宅又は店舗(事業所)の建設工事費

✕ 補助対象外の経費

- 家財道具の撤去、運搬、処分に要する費用
- 敷地内の一部のみ(付属屋など)の解体

補助金の申請から交付まで



◎補助金の種類によって、提出書類が異なります。下記表でご確認をお願いします。
 ◎必ず工事の前に事前相談をしてください。(先に工事の契約、施工を行うと補助金はもらえません)

No	添付書類	備考	空き家バンク 引越・改修		セカンドユース		除却 利活用	
			申請	実績 報告	申請	実績 報告	申請	実績 報告
1	位置図						○	
2	空家の使用状況報告書						○	
3	建物及び土地の登記事項証明書	未登記の場合にあつては、 固定資産課税台帳の写し、 固定資産税納税通知書の写し その他の所有者又は相続人を確認で きる書類			○		○	
4	補助対象経費に係る見積書(写)		○		○		○	
5	工事工程表				○		○	
6	建築する住宅又は店舗の配置図、平面図、 立面図(2面)	利活用事業に限る					○	
7	所得証明書						○	
8	納税証明書		○		○		○	
9	補助対象空家の共有者又は相続人の 同意書				○		○	
10	解体工事又は建設工事の工事請負契約書 及び領収書(写)			○		○		○
11	工事写真 (着手前、工事中及び完了時)		○	○		○		○
12	検査済証(写) (空家解体跡地利活用事業に限る。)	建築基準法(昭和25年法律第201 号)第7条又は第7条の2に規定						○
13	空き家バンク登録物件の売買契約書(写)		○					
14	転居前の住民票(写)	移住者に限り、県外に引き続き2年以 上居住していたことが証明できるもの	○					
15	購入した空き家バンク登録物件の所在地に 住所を定めた住民票(写)			○				
16	誓約書		○		○			
17	賃貸借契約書(写)					○		
18	その他市長が必要と認める書類		○	○	○	○	○	○

お問い合わせ 上田市役所 住宅政策課 空家対策係 (本庁3階) 〒386-0024 長野県上田市大手1丁目11番16号
 電話：0268-71-6722(直通) / メール：jutaku@city.ueda.nagano.jp

Memo